

件 名	大塚製薬（株）との包括連携協定の締結について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過・現状】 ・本市と民間事業者が双方の強みを生かし、連携しながら、地域の活性化や社会課題の解決、新しい価値の提供などに取り組むことを目的に、幅広い複数の分野で連携・協働した取組を行うことができる企業や大学と、包括的な連携協定を締結している。 ・大塚製薬（株）は、精神・神経領域、がん領域や感染症の治療薬を提供する「医薬品事業」と、健康の維持・増進のための製品を提供する「ニュートラシューティカルズ事業」を展開している。 ・現在、47 都道府県、6 政令市と健康をテーマとした包括連携協定を締結し、「生活習慣病予防」「熱中症対策」「スポーツ振興」「災害対策」などの分野で、自治体と連携・協働した取組を進めている。 ・本市とは、平成 30 年 2 月、本市主催の消防・防災関連イベントでの市民の防災意識向上の取組で連携がスタートし、令和 2 年度にはコロナ禍での熱中症予防の普及啓発に連携して取り組んだ。また、令和 3 年 4 月からは学校園や地域などの教育活動を支援する「企業による学びの応援プログラム」を通じ、スポーツ栄養や体調管理などの学習プログラム及び健康学習コンテンツを提供いただいている。
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【対応方針】 ・市民サービスの向上や市民の心身ともに健康で充実した生活の実現をめざし、同社と包括的な連携協定を締結し、地域防災や熱中症対策以外にも、子どもの健全育成、教育、健康長寿、スポーツや SDGs の推進などの分野で取組を進めていく。 ・「堺市基本計画 2025」では、重点戦略の施策を推進するうえで必要となる基本姿勢の一つに「ともに創造 ～Co-creative～」を掲げており、民間の経営感覚を活かして市民サービスが一層向上するよう、民間活力を導入する具体的な手法として包括連携協定に基づく取組を積極的に活用する。 【連携・協力する事業分野】 (1) 熱中症対策に関すること (2) 子どもの健全育成、教育に関すること (3) 健康長寿に関すること (4) スポーツの推進に関すること (5) 地域防災に関すること (6) SDGs の推進に関すること (7) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること 【包括連携協定締結予定日】 令和 3 年 6 月 2 日（水）
効 果 の 想 定	包括連携により効果的な施策の推進や行政課題の解決、地域の更なる発展につながる。
関 係 局 と の 政 策 連 携	全庁

(案)

堺市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上や市民の心身ともに健康で充実した生活の実現を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 熱中症対策に関する事
 - (2) 子どもの健全育成、教育に関する事
 - (3) 健康長寿に関する事
 - (4) スポーツの推進に関する事
 - (5) 地域防災に関する事
 - (6) SDGs の推進に関する事
 - (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

- 第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までです。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
- 2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる

ものとする。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び業務に関して守秘義務を負う弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永藤 英機

乙 大阪市北区中之島六丁目2番40号中之島インテス14F

大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部

大阪支店 支店長 吉田 卓史